答 弁 第 二 三 号昭和五十九年七月二十日受領

内閣衆質一〇一第二三号

昭和 五十九年七月二十日

内 閣 総 理大 臣 中 曽 根 康 弘

衆 議 院 議 長 福 永 健 司 殿

衆議院議員稲葉誠一 君提出トマホ Ì ク実戦配備と非核三原則に関する質問に対し、 別紙答弁書

を送付する。

衆 議 院 議 員 稲 葉 誠 君提 Ш } 7 ホ ク実 戦 配備と非核  $\equiv$ 原 則 に関す る質 問 に . 対 する

## 答弁書

から三まで及び八につい

て

非 ,核三原則にいう「持たず」、 「造らず」、 「持ち込ませず」 は、 それぞれ重要な原則であり、 非

核三 原 則 を 堅持することは 政 府  $\mathcal{O}$ \_ 貫し た政 策で ある。 政 府 としては、 今後とも 非 核  $\equiv$ 原 則 を

堅 持 す る 所 存 で あ る。 我 が 玉  $\mathcal{O}$ ک  $\mathcal{O}$ 政 策 に 0 1 て は 既 に 内 外 に 周 知 徹 底 され て 7 るところで

あ り 政 府 とし て はこ れ を 改 め て 法 制 化 す る 必 要 は な 7 と考 えて 1 る。

## 四について

昭 和 五. + 九年二月に 公表された米 玉 防 報 告及 び米軍 事 態 勢報 告 に お 7 7 ŧ 通 常 弾 頭 撘 載 0 ŧ

 $\mathcal{O}$ を含む 艦 艇配 備 } マ ホ ] ク巡航ミサイ ル 0) 配 備 計 画 「 等 に . つ ١ ر て 0) 記 述が あるが、 本年三月、

匹

米 玉 防 省 ホ ス テ ツ  $\vdash$ ラ 海 軍 少 将 は、 米 下 院 軍 事 委 員 会  $\mathcal{O}$ 分 科 委 員 会に お 7 て、 1 7 ホ ク 巡

航 ? サ イ ル 計 画 に 0 1 7 全 体 と L て ょ り 詳 細 に 言 及 L て 11 る。 同 海 軍 少 将 は 配 備 時 期 لح  $\mathcal{O}$ 関

連 で は 核 弾 頭 撘 載 対 地 攻 擊 用  $\mathcal{O}$ 1 7 ホ ク に 0 **,** \ て は、 従 来 か 5 米 玉 政 府 が 予 定 と L 7 明 6

か に し て 1 たと お り 本 年 六 月 か 5 部  $\mathcal{O}$ 艦 艇 12 運 用 能 力を付与 す る 計 画 で あ る旨 説 明 L た لح 承

知している。

五について

核 兵 器  $\mathcal{O}$ 我 が 玉  $\sim$  $\mathcal{O}$ 持 込 4 に 0 1 て 米 玉 が 事 前 協 議 を行うことは、 安保 条 約 及 び そ 0 関 連 取

極に基づく条約上の義務である。

米 玉 政 府 は、 累 次 に わ た り、 米 国 政 府 とし て は、 安 保 条 約 及 び そ  $\mathcal{O}$ 関 連 取 極 に 基 づ < 日 本に

対 す る 義 務 を 誠 実 に 履行 してきて お り、 今後とも引き続 き履行 す る旨 確 認 L 7 V > る。

六について

昭 和 五十八 年 -一年間 における米原 子 力 潜 水艦 の本 邦 寄港 回数は 計二十五 一回であ る。

そのうち、 } 7 ホ ク 運 用 能 力の 付 与 が 計 画 さ れ 7 1 る ス ター ジ 彐 ン 級及 び 口 スアンジェ ル

ス 級 12 属する原子 力潜 『水艦の・ 寄港回 数はそれぞれ十二 口 及び五 回で ある。 その 具体的 な 艦

名及

びそれぞれの寄港回 数 は 次のとおりである。

スタージ

ション級

(二 ロスアンジェルス級	ガーナード	ホークビル	タニー	パファー
	一旦	一回	三回	一回
		クイーンフィッシュ	アスプロ	ドラム
		一旦	二旦	一旦
	ロスアンジェルス	ロスアンジェルス級ガーナード	ロスアンジェルス級 二回 クイーンフィッシュ 一ホークビル 二回	ガーナード 二回 クイーンフィッシュ 二回 アスプロ ニー

ロスアンジェルス

□

インディアナポリス

口

七について

昭 和 五. + 凣 年には、 F | 16 の三沢配 備、 エンタープライズの寄港等北西太平洋地域に お *(* ) て予

定され る米 軍  $\mathcal{O}$ 活 動 との 関連で 核持 込 みへ  $\mathcal{O}$ 懸 念が 国会等で表明されていたことに か  $\lambda$ が み、

同 年三月十 七 日 安倍 外 務 大臣 は、 日 本 政 府 としてこの ような懸念を将来に 向 カゝ 0 7 掃 する

ため、 マン ス フィ ル ド 駐 日 米 大使 を招 致 L て 核持 込み ĺ 0 1 て  $\mathcal{O}$ 事 前 協 議 制 度  $\mathcal{O}$ 確 認 を行 0

ている。

そ  $\mathcal{O}$ 際 外 務 大 臣 は 政 府 と L て は 非 核  $\equiv$ 原 則 を 引 き 続 き堅 持 す る 旨 述べ、 政 府 が 玉 会 に お

け る 答 弁 を 含  $\emptyset$ 多 <  $\mathcal{O}$ 場 に お 7 て、 米 玉 政 府 が 事 前 協 議  $\mathcal{O}$ 枠 組  $\mathcal{O}$ 中 で 核 兵器  $\mathcal{O}$ 持 込 4 に 0 き 許

可 を 求  $\Diamond$ て きた場 合 に は、 政 府としては 非 核三 原 則 12 従 つて 対処することを明 確 に してきた旨

を明らかにした。

< に を さ + これ 日 な 本 n 1 分 に 理 に た لح 米 対 対 解 1 す 玉 う L る 政 0 7 義 府 が 1 7 務 米  $\mathcal{O}$ る ン を 旨 見 玉 ス 誠 解 答 フ  $\mathcal{O}$ 実 に え \_\_ 1 に 言 た。 貫 及 履 L ル 行 L た ま ド 政 た、 大 つ してきて つ、 策 使 で は 同 米 あることを 大 お 玉 使 米 り、 政 は 玉 府 外 政 とし 務 府 今後とも 指 大 は ては、 摘 臣 核 す 12 兵 引 Ź 器 対 き続 安保 と に L 同 反 条 き 対 時 核 履 約 に、 す  $\mathcal{O}$ 行 及 る 存 累次 び する旨 否 日 そ に 本  $\mathcal{O}$ に 玉 0 保 関 わ き 民 証 た 連 肯  $\mathcal{O}$ 特 取 0 定 し た。 極 7 t 别 明 否 12  $\mathcal{O}$ 基 5 感 定 づ か ŧ) 情

九について

的 す L L <u>\( \frac{1}{2} \)</u> 得 な る 核 場 ず、 た  $\mathcal{O}$ 1 をとつてきてお لح 惨 8 ک 禍  $\mathcal{O}$ に 0 約 あ が ょ 束 5 う に 度 ゆ な と る 0 実 繰 1 実 り、 効 7 効 ŋ 返さ 性 あ は このような実効 を る れ 欠 核 措 る 1 兵 置 た 器 ようなこと が 約 講  $\mathcal{O}$ 束 削 ぜ を 5 減 性 すること لح れ が を 1 る 欠い あ べ 0 た き 0 た で 7 は 具 条 玉 体 は あ ると 約 際 的 な 的 5  $\mathcal{O}$ 軍 ず、 締 考 な 縮 結 安 え 措 を 全 7 政 置 主 保 府  $\mathcal{O}$ 1 張 障 と な る す 上 が L 1 て Ś 間 限 考 り、 は 題 単 え 12 が ک は あ 実 核 な  $\mathcal{O}$ る 効 兵 لح 器 性 目  $\mathcal{O}$ を を 的 基 に 確 使 本 保 用 資